

大阪市立淡路中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力の育成」のために「淡路中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントを以下に示す。

○学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して、学校生活を過ごすことができるよう、保護者や地域、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発の防止にも努める。

○未然防止・早期発見のための取り組み

「一人ひとりの違いを認め合い、支えあえる人間関係づくり」ができる集団作りをめざし、生徒会や委員会、サークル活動など幅広く生徒が活動、支援できる環境づくりに取り組む。その中で、いじめを絶対に許さない学校づくりに取り組んでいく。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①授業規律をはじめ基本的な生活習慣の確立に向けて、職員会議や生活指導連絡会等で常に教員間の連携を図るとともに、課題の共通理解を図る。
- ②「ＩＣＴ機器の活用」を念頭に指導計画を立て、総合の取り組みや教科指導でタブレットや電子黒板を活用した授業の工夫を行った教科指導を進める。
- ③A. UDS (Awaji Universal Design Study) として、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、本校における授業デザインづくりについて研究を進める。
- ④日常的に授業を公開することで、メンターによる若手教員の育成をはじめ、教員

間で互いの授業について本音で話ができる受容・共感的な風土を醸成していく。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①全教職員の共通理解に基づいた、生活指導推進計画に基づき、全校で統一した生活指導を推進する。とりわけ、「仲間づくり」を大切にする学級集団づくりを通じて集団育成に努めるとともに、生徒会を中心とした生徒自らの手によるあいさつ運動や美化向上週間等の取り組みを重視し、積極的にアプローチする生活指導の充実に努める。
- ②生徒会による登校時のあいさつ運動を中心に生徒同士が普段からコミュニケーションを取り、思いやりをもって豊かにつながり、生き生きと学校生活を送れるよう指導する。
- ③部活動の活性化に向け、部活動指導員などを活用するとともに、現在実施している「須賀の森クラブトライ」（校区小学校5、6年生の部活動体験での中学生によるピア・サポート）を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①生徒たちが学級や学年など集団のなかで「いじめのない学校」にしていくこうという意識を持たせるために、道徳や各教科、領域を通じて人権教育を行い、集団を育成していく。
- ②七者リーダー会議や生徒会、サークル活動、各学年など、生徒の様々な集団で運営する年4回実施する「仲間の日」で、様々な思いや立場、背景を知り、「一人ひとりの違いを認め合い、支えあえる人間関係づくり」なるような活動の指導、支援を行う。
- ③外部講師を招いた人権講演会を実施するなどして「いじめを許さない」雰囲気の醸成を行う。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①生活指導連絡会・学年会・職員会議などで、生徒の情報交換を行い、生徒の変化などについての情報共有に努める。とりわけ、学年生活指導担当は、学年での生徒の行動や状況についての記録をとり生活指導連絡会議等での情報交換を通して、学校全体での協力体制に努める。
- ②やいじめアンケート、教育相談、スクールライフノート「心の天気」を活用し、生徒からのシグナルをとらえることのできる環境を整える
- ③スクールカウンセラー等、関係機関についての情報発信を行い、様々な立場の支援体制についての周知を行う。
- ④家庭との連携を通じて、本人だけでなく、保護者などからの相談などができる環境づくりに努める。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案が起きた場合は、発見した職員が管理職等に報告し、教育委員会への報告は管理職より速やかに行う。
- ②いじめ事案が起きたときは、早急にいじめ防止対策委員会を開き、被害生徒の保護、加害生徒への指導についての方針を協議し、決定する。
- ③職員会議等を活用し、定期的に生徒の情報共有を図り、学校の方針を確認するとともに教職員の連携を図る。
- ④必要に応じて、関係機関との連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①いじめ防止対策委員会を設置し、対応にあたる。
- ②構成メンバーは校長（長は校長とする）・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・人権教育主担・養護教諭・各学年主任・スクールカウンセラーとし、事例によっては、担任や部活動顧問など関係教職員を加える。
- ③役割
 - ・いじめの疑いにかかる情報があった場合の緊急会議を開催し、教職員の共通理解、連携を図る。
 - ・情報の共有。関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針決定、保護者への連携を行う。
 - ・生徒や保護者へのいじめに対する啓発等についての推進を行う。

(2) 年間計画（調査・研修等）

【調査】

- ・児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査（8月）
- ・学期末懇談時の保護者への聞き取り 年2回（7月・12月）

【研修】

- ・人権教育実践研修会（12月）
- ・集団育成研修会（5月・2月）

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。
- ②学校協議会で現状報告を行い、理解と協力を求めていく。
- ③PTA役員会で現状報告を行い、理解と協力を求めていく。
- ④スクールカウンセラー、こども相談センター、警察や少年サポートセンターなどの外部機関との連携を図る。

(4) 取組内容の検証

「運営に関する計画」の中間反省や最終評価の際に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取り組みについての検証をおこない、改善策についての協議を行う。

7. 重大事案への対処

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」または「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ②学校の対応については事実を隠すことなく、被害生徒及び加害生徒に対しても誠意ある対応を心掛ける。また、窓口の一本化を図り、学校として事案に対応する。
- ③管理職を通じて大阪市教育委員会へ速やかな報告を行い、指示に従う。

※ いじめ発見の際の流れ

